

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	平成31年度札幌市社会的養護自立支援事業 支援コーディネーター業務委託
発 注 課	児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 北翔会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該事業は都道府県、指定都市等が実施主体であるが、事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に対し事業の全部または一部を委託できるとされており、北海道が、本市に先駆けて平成30年11月30日付で、プロポーザルにより当該法人に事業を委託のうえ実施しているところである。</p> <p>道内の児童養護施設等には札幌市措置児童と北海道措置児童が混在しているが、措置元によって対象者に対する継続支援計画の内容や関わり方に差が生じた場合、対象者にとって非常に大きな不利益となる。このため、事業の実施方法や委託先を北海道と同一とし、事業の質を確保する必要があることから、当該法人を相手方とした随意契約とすることが適当である。</p> <p>なお、当該法人は札幌乳児院の設置主体であり、社会的養護への理解が深く、また、各児童養護施設や里親等と密接に関わりがあるなど、社会的養護下にある者への支援について豊富な知識・経験を有しており、事業を適切に実施できると認められる。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）
決 定 日	平成31年3月25日